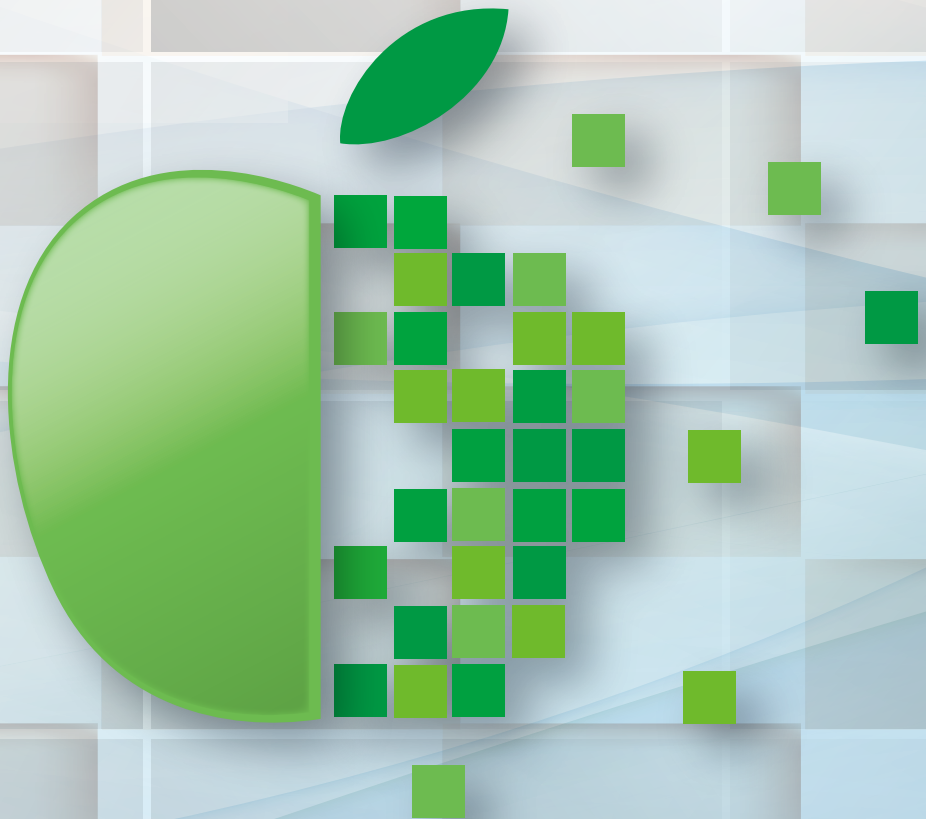


税理士が知っておきたい

相続発生後でもできる 相続税対策

著 山本 和義 (税理士)



新日本法規

そのため、共同相続人間で協力し合って遺産分割協議を調えることが重要となります。

2 遺産分割の方法によって異なる相続税

(1) 遺産分割次第で相続税等が軽減される理由

相続発生後でも、遺産分割次第で相続税等が軽減される理由は、主に以下のようものです。

ア 相続税は次の世代へ財産が承継されるときに課される

相続人に配偶者がいる場合には、配偶者が相続しても、法定相続分又は1億6000万円までの相続であれば、配偶者の税額軽減の適用を受けることによって納付する相続税額は生じません。

そのため、今回の相続で納付税額を最も少なくするためには、配偶者が法定相続分又は1億6000万円以上相続することです。しかし、その配偶者が死亡した際には、相続した財産とその配偶者固有の財産に対して相続税が課されます。

相続税は、親の世代から子の世代へ財産が承継される際に課税される税金と考えることができます。そのため、第一次相続（例えば、夫の相続）と第二次相続（妻の相続）の通算相続税の軽減を考慮した遺産分割を行うことがポイントです。

また、第二次相続の配偶者の相続発生までの時間を活用した相続対策を実行することで、通算相続税の軽減を図ることができます。

イ 相続税法上の特例措置を受けられる者が異なる

小規模宅地等の特例に代表される相続税法上の特例措置や、納税方法の特例などについては、誰がどの財産を相続するかによって特例適用の可否や特例の適用内容が異なります。

① 特定事業用宅地等

相続開始の直前において被相続人等の事業（不動産貸付業、駐車場業、自転車駐車場業及び準事業を除きます。）の用に供されていた一定の宅地等は、その宅地等の上で営まれていた被相続人の事業を相続税の申告期限までに引き継ぎ、かつ、その申告期限までその事業を営んでいることなどが要件とされています。

そのため、被相続人の事業を承継した者がその事業の用に供されていた宅地等を相続する必要があります。特定事業用宅地等の要件を充足するとその宅地等は、400m²までの部分について80%減額された金額が相続税の課税価格となります。

② 特定同族会社事業用宅地等

相続開始の直前から相続税の申告期限まで一定の法人の事業（不動産貸付業、駐

車場業、自転車駐車場業及び準事業を除きます。)の用に供されていた宅地等で、その法人の役員である被相続人の親族が相続又は遺贈により取得した場合など一定の要件を満たす場合には、その宅地等について、400m²までの部分について80%減額された金額が相続税の課税価格となります。

しかし、その法人の役員でない者が相続すると、貸付事業用宅地等としての特例の対象となり、相続した宅地等については、200m²までの部分について50%減額された金額が相続税の課税価格となります。

③ 物 納

相続財産のうちに、普通借地権が設定されている「貸宅地」は、一般的には収益性が低く、地主が自由に活用することができません。しかし、「貸宅地」の相続税評価額は、自用地の評価額から借地権割合を控除した残額として評価されるため、処分可能な評価額よりも高く評価されることが多くあります。

そのため、その「貸宅地」を物納によって処分したいと望まれることがあります。物納申請財産のうち、不動産は第一順位とされているため貸宅地でも物納は可能です。

国税は、金銭で納付することが原則ですが、相続税に限っては、延納によっても金銭で納付することを困難とする事由がある場合に物納が認められています。

金銭納付が困難か否かの判定は、相続人ごとに行うこととされていますので、相続財産のうちに現預金が多額にあっても、物納を予定している相続人は遺産分割によって現預金を相続しないこととすれば、金銭納付困難事由に該当し、物納を成功させる可能性が高まります。

ウ 遺産分割によって相続財産の評価方法が異なる

① 土地の評価単位

宅地の評価額は、1筆単位で評価するのではなく、1画地の宅地（利用の単位となっている1区画の宅地をいいます。）ごとに評価されます。なお、相続、遺贈又は贈与により取得した宅地については、原則として、不合理分割に該当しない場合などでは、取得者が取得した宅地ごとに判定します。

例えば、空闲地を相続する場合に、原則として、2人の相続人が分割して相続するとその土地は2画地の土地として評価することになります。角地の土地であれば、分割によって一つの土地は角地で、分割されたもう一つの土地は一方路線に面する土地になります。

その場合、全体を1画地の土地として評価する場合と比べて、相続税評価額は低く

なります。

② 取引相場のない株式等の評価額

取引相場のない株式等は、相続や贈与などで株式等を取得した株主が、その会社の経営支配力を持っている同族株主等か、それ以外の株主かの区分により、それぞれ原則的評価方式又は特例的な評価方式の配当還元方式により評価します。

この場合、その株主が会社の経営支配力を有する同族株主等か否かの判定は、その株式等を取得した相続人ごとに判定されます。

経営支配力を有する同族株主等の判定要素は、相続等によってその株式等の取得後の議決権割合が5%以上か、その会社に中心的な同族株主がいて判定対象者が中心的な同族株主か、及び役員であるかなどとされています。

そのため、同族株主等であっても、その株式等の取得後の議決権割合が5%未満であるなどその他の判定要素をクリアすれば、その株式等は原則的評価方式ではなく、特例的な評価方式の配当還元方式により評価することができます。

(2) 相続人の所得税の軽減

遺産分割では、相続税の軽減効果だけでなく、相続人の所得税の軽減について配慮が必要です。

① 相続人の毎年の所得税

相続に伴う遺産分割協議においては、被相続人が借入金により取得した資産であっても、その資産と借入金とはそれぞれ独立して分割協議の対象となり、どのような資産又は債務を相続するかは相続人間の合意により決まりますので、その時点で借入金で取得した資産とその借入金とのひも付き関係はなくなります。

しかし、被相続人が業務用資産を借入金で取得し、相続人がその業務用資産をその借入金と共に相続してその業務を承継した場合には、その相続人の不動産所得等の金額の計算上その引き継がれた借入金の利子を必要経費に算入できると解されています。この場合、被相続人が借入金によって取得した業務用資産のうち、相続人がその資産の一部しか相続していない場合には、その相続した部分に対応する借入金の利子相当分しか必要経費に算入することができないことになります。

そのため、業務用資産とその借入金を一括して相続することで、借入金の利子を相続人の必要経費に算入することができます。

また、毎年の所得の高い相続人が、高収益な不動産を相続すると所得税の累進税率の高い部分の税率で課税されることになります。そのため、相続人のうちの所得の低い者が高収益な不動産を相続すれば所得税は軽減されます。

② 相続した財産の譲渡所得税（空き家住宅の譲渡の特例）

相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等を、平成28年4月1日から令和5年12月31日までの間に売って、一定の要件に該当する場合には、譲渡所得の金額から最高3000万円まで控除することができます。

この特例の対象者は、被相続人の居住用財産を譲渡した者で一定の要件を満たすものとされています。その場合、空き家住宅を譲渡して譲渡益が3000万円を超えるときには、複数の相続人が取得すれば、それぞれ3000万円の特別控除を受けることができます。

なお、空き家住宅の特例の要件の一つに「売却代金が1億円以下であること」とされていることに留意しておかなければなりません。

③ 相続した財産の譲渡所得税（居住用財産の3000万円特別控除）

居住用財産の3000万円特別控除は、個人がその居住の用に供している家屋又は当該家屋の敷地の用に供されている土地等を譲渡するような場合には、これに代わる新たな居住用財産を取得するのが通常であるなど、一般の資産の譲渡に比して特殊な事情があり、担税力も高くない例が多いことなどを考慮して設けられた特例措置です。

そのため、相続した後にその不動産をその相続人の居住の用に供していない場合には、この特例の適用を受けることができません。

そこで、被相続人と同居していた相続人が取得して譲渡するか、相続した後に居住の用に供してから譲渡すれば、居住用財産の3000万円の特別控除を受けることができます。

はじめに

日本の相続税の課税方式は、「法定相続分課税による遺産取得課税方式」とされています。そのため、被相続人が所有していた財産を、相続人等がどのように取得したのかによって、相続財産の評価方法などが異なることになります。

一方、相続税の申告期限までに分割協議が調わなかった場合には、農地等についての相続税の納税猶予や、非上場株式等についての相続税の納税猶予などは適用を受けることができません。また、小規模宅地等の特例のうち、特定事業用宅地等については、被相続人の事業を相続税の申告期限までに承継することが要件の一つとされていることから、相続税の申告期限後に遺産分割協議が調っても、特定事業用宅地等としての特例の適用を受けることができなくなることがあります。

それらのことから、相続発生後においても相続税の軽減は、遺産分割を工夫することによって可能となります。

例えば、配偶者の税額軽減の適用を受ける場合、配偶者が、何を、幾ら相続するかによって、今回の相続税の納税を軽減させることができます。しかし、配偶者が相続する金額によっては第二次相続の相続税が重くなることもあります。そのため、遺産分割に当たっては、第二次相続までの通算相続税の軽減を考慮したものであることが望ましいと考えます。一方、配偶者の老後生活の安定を重視した遺産分割も優先されるべきと考えます。

遺産分割の工夫によって相続税等の軽減を図るためには、共同相続人間において、仲良く遺産分割協議を行うことができることが前提となります。

そこで、第3章では、遺産分割による相続税等の軽減の具体例について、【設例】などを用いて検証することとします。

【9】 配偶者居住権を取得することが有利な場合は

父が令和4年3月に死亡しました。相続人は母と長男（父母と別居で、持家に居住）です。父の財産は居住用不動産とその他の財産です。母が居住用不動産を相続すると、小規模宅地等の特例の適用を受けることができるので、相続税が軽減されると聞きました。

一方、母が配偶者居住権を取得すると、母の相続では配偶者居住権が消滅するとされていることから、配偶者居住権を母が取得することが有利だとアドバイスを受けました。

いずれの遺産分割が有利になりますか。なお、母は令和4年8月に死亡しました。

対 策	<p>母が居住用不動産を相続すると、特定居住用宅地等として小規模宅地等の特例を受けることができます。一方、配偶者居住権を取得すると、その敷地権（配偶者敷地利用権）に相当する部分について、特定居住用宅地等として小規模宅地等の特例の適用を受けることができ、かつ、配偶者が死亡すると配偶者居住権は消滅することになります。</p> <p>以上のことから、配偶者がいずれの方法を選択するかは一定の前提条件を基に、慎重に判断しなければなりません。</p>
------------	---

解 説

配偶者が居住用不動産を相続すると、特定居住用宅地等として小規模宅地等の特例の適用を受けることができます。

一方、配偶者が相続開始時に居住していた被相続人の所有建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用又は収益を認めることを内容とする法定の権利である配偶者居住権は、遺言や遺産分割によって配偶者に取得させることができます（民1028①・1030）。配偶者居住権は、配偶者の死亡によって消滅する（民1036において準用する597③）こととされていますので、第一次相続で配偶者居住権を配偶者が取得することで通算の相続税を軽減することができます。

そこで、配偶者が、居住用不動産を相続する場合と、配偶者居住権を取得したときの相続税の有利不利を【設 例】で検証してみます。

【設 例】

1. 被相続人 父（令和4年3月死亡）
2. 相続人 母、長男（父母と別生計、持家に居住）
3. 父の相続財産と遺産分割

（単位：万円）

	母が配偶者居住権を取得(分割案1)		母が居住用不動産を相続(分割案2)	
	母	長男	母	長男
居住建物(注1)	600	400	1000	—
居住用敷地(注2)	3000	5000	8000	—
その他の財産	8400	6600	3000	12000

(注1)居住建物1000万円（うち、配偶者居住権600万円）

(注2)居住用敷地300m²、自用地評価額8000万円（うち、配偶者敷地利用権3000万円）

4. 母（令和4年8月死亡）固有の財産と遺産分割
現預金1億円（父から相続した財産を除く。）
5. 相続税の計算

（単位：万円）

	分割案1			分割案2		
	父の相続		母の相続	父の相続		母の相続
	母	長男	長男	母	長男	長男
居住建物	600	400	—	1000	—	1000
居住用敷地	3000	5000	—	8000	—	8000
小規模宅地等の特例(注)	△2400	—	—	△6400	—	—
その他の財産	8400	6600	8400	3000	12000	3000
母固有の財産	—	—	10000	—	—	10000
課税価格	9600	12000	18400	5600	12000	22000
相続税の総額	3820		4220	2620		5660
各人の算出税額	1698	2122	4220	834	1786	5660
配偶者の税額軽減	△1698	—	—	△834	—	—
納付税額	0	2122	4220	0	1786	5660
通算相続税	6342			7446		

(注)・分割案1

$$300\text{m}^2 \times (3000\text{万円} \div 8000\text{万円}) = 112.5\text{m}^2 \text{ (特例対象面積：配偶者敷地利用権)}$$

$$8000\text{万円} \times (112.5\text{m}^2 \div 300\text{m}^2) \times 80\% = 2400\text{万円} \text{ (小規模宅地等の特例減額)}$$

・分割案2

$$8000\text{万円} \times 80\% = 6400\text{万円} \text{ (小規模宅地等の特例減額)}$$

なお、母の相続の場合には、長男は別生計で持家に居住しているため、小規模宅地等の特例の適用を受けることはできない。

【設 例】の場合、分割案1の場合には、父の相続では、母が取得した敷地利用権部分について小規模宅地等の特例の適用を受けることができます。また、母が父から取得した配偶者居住権については、母の死亡と同時に消滅することから母の相続財産に加算されません。

分割案2の場合、母が相続した居住用不動産の敷地は、特定居住用宅地等として小規模宅地等の特例を適用することで長男の納付税額も少なくすることができます。

しかし、母の相続では、居住用不動産について長男は、小規模宅地等の特例の適用を受けることができないため、通算相続税は不利になります。



新日本法規